

令和元年
10月より

幼児教育・保育の無償化

が始まります！

【無償化の対象】

◆3歳児クラスから5歳児クラスの子ども

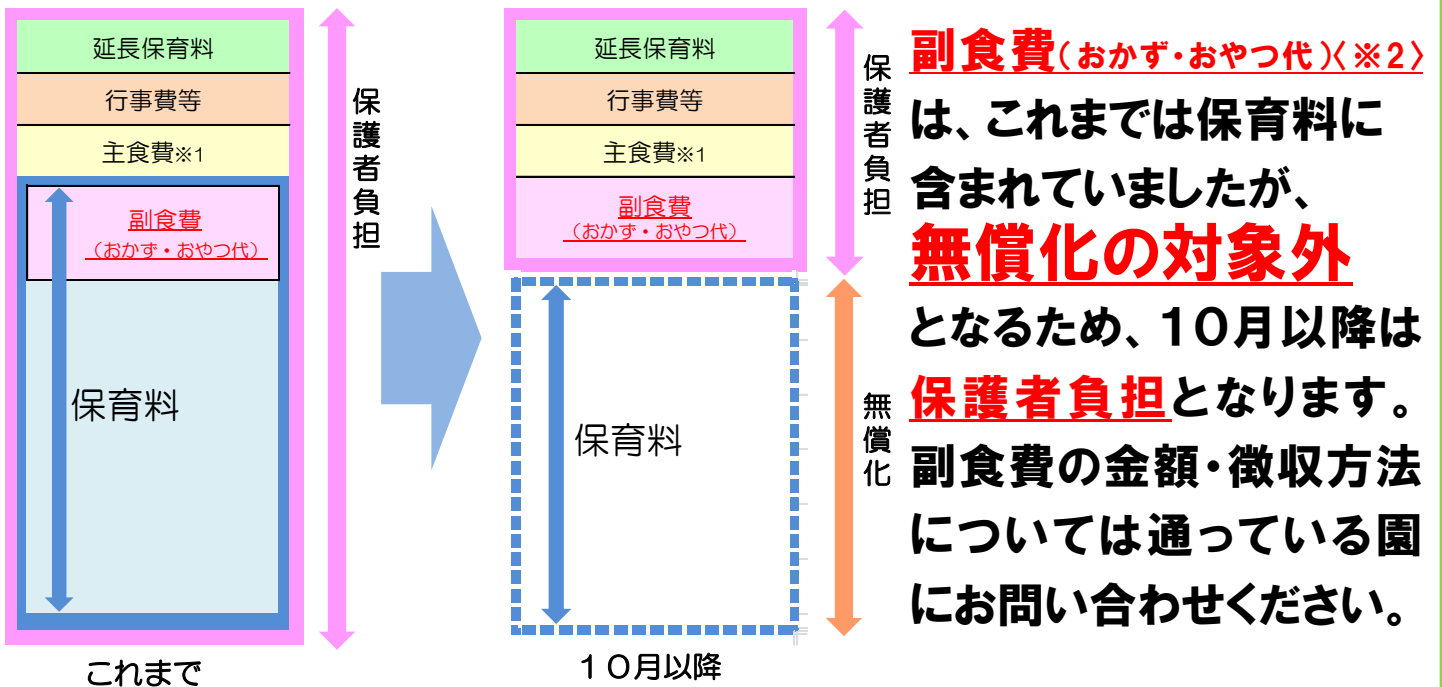
◆0歳児クラスから2歳児クラスの

市民税非課税世帯の子ども

3歳児クラスから5歳児クラス

◆**すべての子ども**が無償化の対象となります。◆無償となるもの：**保育料**実費として徴収される行事費や主食費〈※1〉、延長保育料等は、**無償化の対象外**となり、これまでどおり保護者負担となります。

〈※1〉 園によっては主食費を徴収せず、持参している園もあります。



〈※2〉 副食費（おかず・おやつ代）の免除

下記項目のいずれかに該当する場合、副食費（おかず・おやつ等）が免除されます。

- ◆中央市保育料基準額表（2号・3号）における所得階層が第1階層から第6-1階層の世帯の子ども
- ◆小学校就学前までの兄弟のうち、第3子以降の子ども

0歳児クラスから2歳児クラス

◆ 市民税非課税世帯の子どもが対象です。

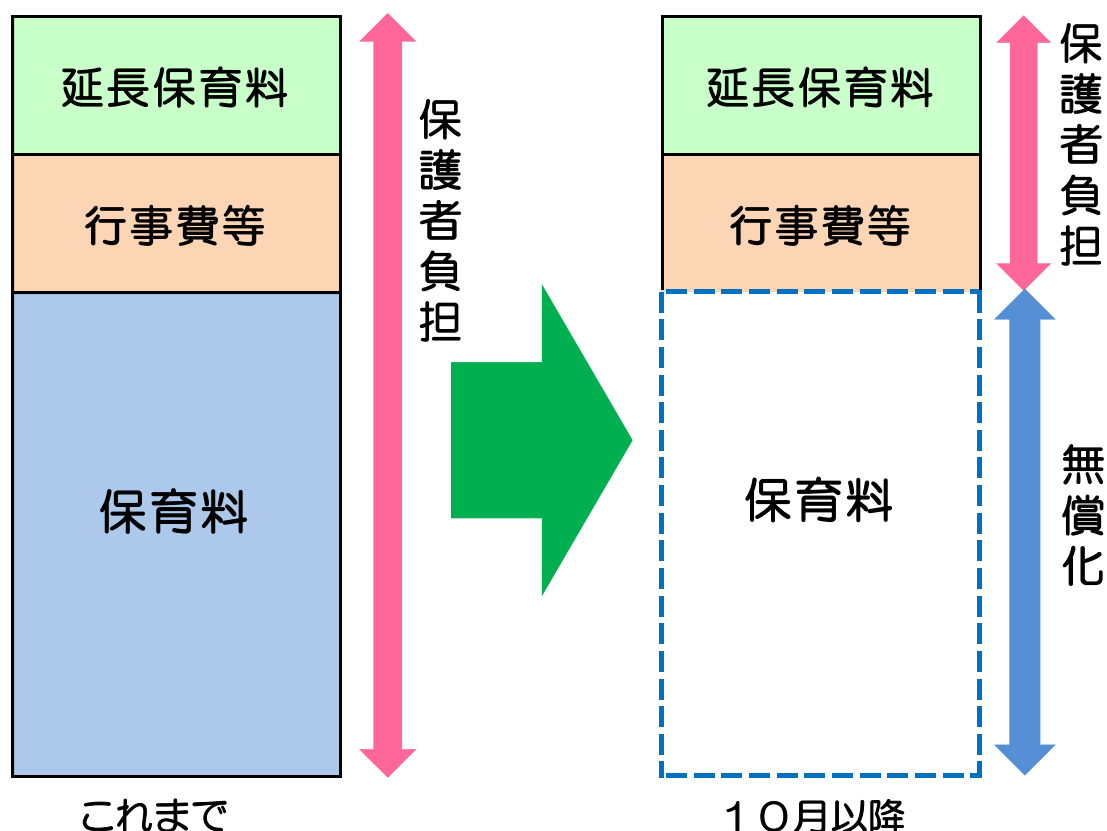
中央市保育料基準額表(2号・3号)における、**2-2階層の世帯の子ども**が対象となります。

従来の多子家庭に対する保育料軽減制度や、所得階層に基づく保育料軽減制度は継続されます。

◆ 無償となるもの: 保育料

実費として徴収される行事費や延長保育料等は、

無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。



【お問い合わせ】

中央市 子育て支援課 保育担当 TEL:055-274-8557

